平成２９年（フ）第５６９号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚789番地30
債務者　平野まどか
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６０１号
栃木県宇都宮市峰３丁目７番５号　峰コーポ102、前住所栃木県宇都宮市西一の沢町14番33号　レインボウ・Ｉ　201
債務者　高橋有紀子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４２２号
愛知県知立市八橋町山田谷８番地81　市営住宅Ｄ棟101号
債務者　加藤知登世
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前11時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２５４２号
横浜市南区白妙町５丁目65番地１　パレ・ドール伊勢佐木町南704号
債務者　稲木アリス健
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９８６号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地17街区２棟404号
債務者　須田めぐみ
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１５号
横浜市中区寿町３丁目10番地10　月見荘211号室
債務者　珍田　武丸
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４６７号
東京都立川市幸町２丁目２番地の３西けやき台団地９棟502号
債務者　市村　美佳
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４８３号
東京都東村山市秋津町１－８－11レオパレスＮ105、住民票上の住所東京都東村山市青葉町３丁目18番地44
債務者　千葉　貴之
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０８号
栃木県足利市小俣南町17番地２　プルームＡ　ｒａｉ　101、前住所栃木県足利市小俣町301番地５
債務者　阿部　　眞
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第１０９号
栃木県佐野市中町760番地、住民票上の住所栃木県佐野市中町1182番地１　市営住宅西原24号
債務者　池田　　豊
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第３００２号
神奈川県大和市下鶴間2851番地　山王ハイツ101
債務者　宮島　陽子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０２３号
横浜市鶴見区矢向４丁目１番11－504号
債務者　赤瀬　文成
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０１３号
横浜市都筑区中川５丁目９番19号　ソフィア中川２号室
債務者　中村　貴惠
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６５３号
静岡市駿河区手越68番地の７
債務者　光田恵美子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９９１号
福島県喜多方市関柴町西勝字大坪69、住民票上の住所横浜市港北区日吉５丁目17番28－212号
債務者　神田　大貴
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部